



最高裁秘書第2898号

平成29年7月3日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



司法行政文書開示通知書

5月16日付け（同月17日受付，最高裁秘書第2303号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成29年最高裁判所規程第5号（片面で1枚）
- (2) 平成29年3月29日付け司法研修所長「職務代理者の指定について」（片面で1枚）
- (3) 平成29年4月3日付け最高裁人任第896号最高裁判所事務総局人事局長通知「司法研修所長の職務を代理する者の指定について」（別添「司法研修所長の代理に関する規程」から始まる文書を含む。）（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(1)の文書には，個人識別情報（署名）が記載されており，この情報は，行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから，この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

◎最高裁判所規程第五号

司法研修所長の代理に関する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

最  
高  
裁  
判  
所

司法研修所長の代理に関する規程

司法研修所長に差し支えのあるときは、司法研修所教官のうちからあらかじめ最高裁判所長官の指定する者がその職務を代理する。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

最  
高  
裁  
判  
所  
長  
官



平成29年3月29日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

司法研修所長 小 泉 博 嗣

職務代理者の指定について

司法研修所長の代理に関する規程の職務代理について、4月1日付けで下記の者を指定していただくようよろしくお取り計らいください。

記

司法研修所第一部上席教官 三 角 比 呂

最高裁人任第896号

平成29年4月3日

司法研修所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 眞 哉

司法研修所長の職務を代理する者の指定について（通知）

4月1日付けで別添のとおり指定されました。

司法研修所長の代理に関する規程（平成29年最高裁判所規程第5号）  
に基づき、司法研修所長の職務を代理する者として、下記の者を指定する。

記

司法研修所教官 三・角 比 呂